明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地域医療連携推進法人会計基準（厚生労働一九）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務八三）　五
○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を定める件（厚生労働七六）　三
○アレルギー疾患対策基本法第十七条第二項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が定めるもの（同七七）　六
○森林法第二十五条第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件（農林水産四〇一）　七
○農薬を登録した件（同四〇二～四〇四）　七
○農薬を再登録した件（同四〇五）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二〇五、二〇六）　七
○道路に関する件（東北地方整備局七八）　七
○富士川水系富士川（釜無川を含む）、笛吹川、御勅使川、早川、塩川、日川及び重川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（関東地方整備局七一）　八
○利根川水系小貝川及び大谷川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（同七二）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同七三）　八
○道路に関する件（同七四）　八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局一九、二〇）　八
○道路に関する件（同二一～二三）　八
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三八～四一）　八
○淀川水系瀬田川（洗堰下流）に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（同四二）　八
○新宮川水系熊野川及び相野谷川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（同四三）　八
○道路に関する件（同四四）　八
○都市計画に関する件（四国地方整備局二三～二五）　八
○道路に関する件（九州地方整備局六三）　八
○道路に関する件（北海道開発局六一、六二）　八
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　八
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　八
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

省令

○厚生労働省令第十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、地域医療連携推進法人会計基準を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域医療連携推進法人会計基準

目次

第一章　総則（第一条―第五条）　一
第二章　貸借対照表（第六条―第十二条）　二
第三章　損益計算書（第十三条―第十六条）　四
第四章　補則（第十七条）　五
附則　五

第一章　総則

（地域医療連携推進法人会計の基準）

第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下「地域医療連携推進法人」という。）は、この省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書（以下「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。ただし、他の法令に規定がある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（会計の原則）

第二条　地域医療連携推進法人は、次に掲げる原則によって、会計処理を行い、貸借対照表等を作成しなければならない。

一　財政状態及び損益の状況について真実な内容を明瞭に表示すること。

二　全ての取引について、正規の簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。

三　採用する会計処理の原則及び手続並びに貸借対照表等の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四　重要性の乏しいものについては、貸借対照表等を作成するために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

（重要な会計方針の記載）

第三条　貸借対照表等を作成するために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他貸借対照表等を作成するための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次に掲げる事項は、損益計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

五　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項